

## 令和3年度山口県公共事業評価委員会（第6回）審議概要

日時：令和3年10月21日（木） 13:30～  
場所：県庁10階 農林水産部共用会議室（Web会議により実施）  
出席委員：進士委員長、有吉委員、小谷委員、伊達委員、坂口委員、船崎委員、浦上委員、  
三輪委員、塩田委員、関根委員  
※各委員はオンラインで参加

### 議事概要

#### ◆補足事項等説明

##### ① 錦川広域河川改修事業(番号 2-5)山口県事業【再評価】…第5回審議

##### ○ 総便益の算定方法について

##### <説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

残存価値とは何か。

県)

整備した施設は評価期間終了後においても一定の価値を有するものとして計上する便益である。公共事業により整備される施設は適切な維持管理がなされるため、ある程度時間が経過しても一定の資産価値を有するという考え方に基づくものであり、国土交通省のマニュアルに基づいて計算した額を便益として計上している。

委員)

50年後に年平均被害軽減期待額が相当小さくなるということが感覚として理解できない。例えば、洪水により被害が生じる施設は任意のタイミングで更新されることから、割引率で被害軽減期待額が下がり続けることは無いと思われる。守るべきものの価値が50年間減っていくことがわからない。

県)

50年後の周辺の状況は予測できないことから、現在の資産状況などを基に算定した年平均被害軽減期待額を4%の社会的割引率を用いて現在価値化して評価する手法となっている。なお、社会的割引率の4%の値は国土交通省のマニュアルで設定されている。

委員)

前回、年平均被害軽減期待額がどのような計算によって便益となるのか疑問があった。今回計算過程の説明を受け、納得できた。

#### ◆説明及び審議

##### ① 一般国道490号 絵堂萩道路 道路改築事業(番号 2-1)山口県事業【再評価】

##### <事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

結論についてはその通りだと思う。特に山陰と山陽を結ぶ大動脈、その辺の重要性はよくわかった。本件は道路工事における想定外の問題点が一挙に出たと感じた。同時に掘ってみないと分からないという

難しさや苦労も感じた。こういった想定外の事柄を今後の教訓にして生かしてもらいたい。

もう1点、地元の住民は工事のある間にいろいろな環境変化があるため、工事の状況の具体的な詳しい説明などを行った方が良いと思う。

最後に1点、300億の投資が390億、それから事業期間が4年、90億といえば事業費の23%とかなり大きい。変更要因はわかるが、期間が延びて事業費が増えた結果、B/Cが1.3から1.2と変化が少ないと思う。理由を説明してほしい。

私は、B/Cが1倍を下回ったとしても、その必要性が説明できて、少しでも改善する努力をしていれば良いと思うが、今回、便益が増えた理由を教えてください。

県)

便益が増えた1つの要因は、前回は平成17年度の道路交通センサスペースで再評価を実施していたが、今回は平成22年度の道路交通センサスペースで平成42年の交通量を推計したことにより、10,400台～13,300台だった交通量が11,700台～14,400台と増えた結果、便益が増えている。

委員)

交通量が増えて便益が増えたというのは理解した。しかし、これから先、高齢化等により交通量減るのではないか。将来的なものなので予測はできないが、いくら幹線道路でも基本的には交通量そのものは減っていくと思うし、常識と合わないと思う。

物流拠点との連絡強化、観光ネットワークの形成、通勤や救急医療の面で多面的なメリットはあるが、その点には疑問を感じる。

県)

人口減少等あると思うが、絵堂萩道路では山陰道の整備も進んでいることから、前回より交通量が増えることが交通量推計から確認できている。

委員)

山陰道との相乗効果で増えているということは理解した。

委員)

今、燃料費が高くなっており、公共事業全体のプロジェクトにも影響してくると思うが、長期的に見て影響はあるのか。

委員)

原油だけではなく、様々な素材の価格が上がっている。永遠に上がり続けるわけではないが、今後は少なくとも建設事業費はある程度膨らんでいくと思う必要があると思う。

県)

了解した。

委員)

現道活用区間は今の道を使うということか。

県)

現道活用区間は国道262号と旧萩有料道路を活用する予定である。

委員)

現道は横断防止柵をつければ十分安全を確保できるという考えで良いか。

県)

そう考えている。

委員)

用地買収に4年間ということは、これから数年間手が付けられないということか。

県)

バイパス区間の終点のあたりにまだ未買収の土地があり、今現在、所有者が特定できない状況であるが、所有者を特定させる法務局や裁判所との手続きを踏まえれば、買収ができることが新たにわかったため、その手続きを進めているところである。

委員)

それにはどうしても時間が掛かるということか。

県)

現道とバイパスが接続する部分であり、その土地に立ち入らずに工事を進めようとした場合、非常に交通規制が煩雑になるため、その土地を買収した後に一気に工事に着手していく計画である。

委員)

元の有料道路は全然手を入れられないということか。

県)

車道部分については考えてないが、安全で円滑な交通を確保するために、車道と歩道の上に防護柵等を設置することを考えている。

委員)

事業効果に 5 分短縮とあるが、本来ならば、線形の悪い現道を通るところが、バイパスを通ることによって時間的には 5 分の短縮になるということか。

県)

バイパス区間と現道活用区間を含めて 5 分短縮になる。

委員)

冬場に萩に向かうのに非常に便利だと思うし、整備することはすごく良いと思う。現場見学で、土質の状況もよくわかったし、皆さんのいろいろな努力が非常によくわかった。

バイパス区間が第 1 種 3 級で現道の活用区間が第 3 種 2 級の違いが分からないので説明してほしい。

県)

まず大きい違いが、バイパス区間の方は自動車専用道として整備を行うという点である。1 種は自動車専用道路のことで、3 種は一般道であるため、この種級区分になっている。

1 種の場合、中央分離帯を設置する必要があり、故障車が発生したときに救急車両等が側方を通過していけるように路肩を広く取るため、全体の幅員が広がっているが、現道活用区間は、緊急時には対向車線にはみ出し通行することも可能であるという違いもある。

また、バイパス区間は設計速度 80 キロであり、その速度を対象とした道路の線形、勾配で整備しており、非常に走行性が高いが、現道活用区間は、一般道ということで設計速度 60 キロで設計されており、そういった規格の違いがある。

委員)

道路を整備する時に自転車道も整備するというような事業もあったかと思うが、現道活用区間は自転車道と一緒に整備しないのか。

県)

現時点では横断防止柵の設置を考えているが、自転車道の整備は考えていない。

委員)

現道活用区間を使うことで、工事費も抑えて、早く完成してほしい。

これから燃料費も上がり、待たば待つほど事業費も上がる可能性もあるため、コスト削減も含めて、早めに進めるということをメインに考えて進めてもらえれば良いと思う。

**② 一般国道 437 号 逗子ヶ浜拡幅 道路改築事業(番号 4-1)山口県事業【事後評価】**

**<事業説明及び審議>**

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

周防大島の南側も海がきれいで観光地としても人気があるが、道が狭いところがあるので、南側の道路についても整備を進めてもらいたい。

県)

南側についても道路改良工事を進めており、引き続き整備を推進する。

委員)

整備前と整備後の写真は同一箇所か。

県)

違う箇所で撮影している。

委員)

整備前後で同じ箇所で撮影した方が整備効果が良く分かると思う。

県)

了解した。

**③ 三田尻中関港 大久保地区 港湾環境整備事業(番号 4-2) 山口県事業【事後評価】**

**<事業説明及び審議>**

県)

配布資料(パワーポイント)により説明

委員)

周辺の状況を見ると、いつも浚渫が必要になるとは思わないが、今後も浚渫が必要となった場合は土砂はどのように処分するのか。

県)

現状、利用者から浚渫要望はない。将来的に土砂が堆積した場合には維持浚渫を行う必要がある。土砂の処分先は、近隣の土砂処分場等に運ぶことを検討する必要がある。

委員)

埋立後の跡地利用はどのように考えているのか。

県)

緑地として活用する予定。緑地の整備は別事業で検討する。

委員)

事業完了後 5 年が経過しているが、そのまま放置されているのか。緑地の真ん中で何かやっているように見える。

県)

広い平坦な土地があるため、ブロックの製作ヤードとして活用している。

委員)

いつ頃、緑地を整備する予定なのか。

県)

既存施設の老朽化対策を優先的に行う予定であり、現時点では新規事業化の目途が立たない状況である。

委員)

いろいろな公共事業の評価を行ってきたが、工事をする側、受ける側に便益が発生しない事業は初めてである。問題はないのか。

県)

便益の算出方法は国が定めたマニュアルに基づいている。

委員)

地域住民は土地が変わることに同意しているのか。この土地は国有林だったのか。

県)

海域を埋立て、新たに土地を造成している。国有林ではない。

委員長)

漁業権があったのか。

県)

漁業権があるため、漁協の同意を得た上で事業を進めている。

委員)

これで埋立てが完成した状態なのか。

県)

土砂の投入は終わっている。

委員)

事業地は港湾区域の一部なのか。

県)

港湾区域の一部である。

委員)

せつかく県の土地ができたので、県の土地として有効利用できれば便益がでると思う。目的である浚渫が完了したということは分かった。

委員)

埋め立てられた土地があるので、その利用も含めて、公共事業の計画が組まれていると良いように感じた。